

観光功労者表彰Q & A

公益社団法人青森県観光連盟

Q 「個人」とは、どのような場合が該当しますか？

A 観光地の宣伝、観光客の誘致、接遇の向上、観光資源の保護、観光地等の環境美化、その他観光の振興に関する場合は、平成29年1月1日現在48歳以上であればどなたでも該当します。

観光関係団体の役員の場合は、公益社団法人青森県観光連盟役員（移行前社団法人時期も含む）を平成29年1月1日現在通算で10年以上務めた48歳以上の方や、青森県内の各観光協会など観光に関する団体の会長や副会長職を通算で10年以上務めた方、もしくは役員職を15年以上務めた48歳以上の方が該当します。

Q 「個人」の場合は、なぜ48歳以上なのですか？

A 公益社団法人日本観光振興協会（旧：社団法人日本観光協会）観光振興事業功労者表彰を基に、同年齢としました。

Q 「団体」とは、どのような場合が該当しますか？

A 公益社団法人青森県観光連盟や市町村の観光協会等「観光振興」を目的に設立された団体はもちろんですが、観光ガイドや街中案内人などのほか、各種体験活動や、観光の視点で地域づくりや清掃活動に取り組んでいるグループ等も含まれます。

Q 「その他観光の振興」とは、どのようなことですか？

A 観光地の宣伝、観光客の誘致、接遇の向上、観光資源の保護、観光地等の環境美化以外で、「観光振興」に関する活動のことです。